

議案第24号

太陽光発電設備の設置を義務付ける制度について都民の十分な理解を得るための努力等を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和 5年 3月22日

提出者 目黒区議会議員

田島 けんじ

鴨志田 リエ

岩崎 ふみひろ

かいでん 和弘

鈴木 まさし

松田 哲也

川端 しんじ

白川 愛

岸 大介

梅田 まさみ

太陽光発電設備の設置を義務付ける制度について都民の十分な理解を得るための努力等を求める意見書

東京都は2030年までに都内の温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ」の実現に向けた施策の一環として、全国初となる太陽光発電設備の設置を義務付ける制度を創設し、2025年4月から開始する。

義務付けの対象は、都内で住宅を供給する延床面積の合計が年間2万平方メートル以上となる大手住宅メーカーで、東京都は設備設置費用の一部を補助する制度設計となっている。

一方で国は、昨年8月に太陽光パネルの設置費用が安価な傾向にあっても電気料金への賦課金を原資とした補助を受けることに変わりはなく、地域や立地条件により発電量の違いが生じる等の課題も多いことから新築住宅への設置義務化を見送っている。

気候変動対策のための温室効果ガス削減は誰もが理解するものであるが、太陽光発電設備の設置を義務化することへの費用対効果、制度設計等については都民の十分な理解を得ていないことから、目黒区議会は東京都に対し、次のことを要望する。

- 1 制度は2025年4月に開始となるが、都民の十分な理解を得られるよう努力すること。
- 2 太陽光発電設備の耐用年数は約30年であり、設備の交換と廃棄、リサイクルについても制度設計上で明確にすること。
- 3 太陽光発電システム機器の生産と破棄においても二酸化炭素の発生量が最少となるよう事業者等に求めていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年3月22日

目黒区議会議長 宮 澤 宏 行

東京都知事 小池百合子 宛て